

海南省立第三中学校 いじめ防止基本方針

平成26年2月19日 作成

平成26年4月	改定
平成27年8月	改定
平成29年8月	改定
平成30年4月	改定
令和 8年4月	改定

目 次

1	はじめに	1
2	いじめの定義	1
3	いじめの理解	1
	(1) いじめに見られる集団構造	1
	(2) いじめの態様	2
4	いじめの防止等の学校の取組	2
	(1) いじめの防止等の対策のための組織	2
	(2) いじめの防止	3
	ア 道徳教育及び体験活動等の充実	
	イ 生徒会活動等の活性化	
	ウ 生徒の人権意識の向上	
	エ 授業づくりの工夫・改善	
	オ 開かれた学校づくり	
	カ インターネット上のいじめの防止	
	(3) いじめの早期発見	3
	ア アンケート調査等の実施	
	イ 教育相談体制の充実	
	(4) いじめへの対処	4
	ア 安全確認	
	イ 事実確認	
	ウ 指導・支援・助言	
	エ 情報提供	
	オ 関係機関との連携	
	カ インターネット上のいじめへの対応	
	キ 継続的な指導・支援	
	(5) 家庭・地域との連携	5
	(6) 教職員の資質と能力の向上	5
	(7) 取組内容の点検・評価	5
5	重大事態への対処	5
	(1) 重大事態の判断	5
	(2) 重大事態に関する報告、調査の実施、結果の報告と提供	5
6	年間計画	6
《参考資料》		
	いじめを見抜くチェックポイント	7

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれのある行為であり、本校を含めた全ての学校で起こり得るものである。

本方針は、平成25年6月に制定された「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という。）第13条に基づき、国・和歌山県・海南市の「いじめ防止基本方針」（以下、「基本方針」という。）を踏まえ、保護者や地域の方々、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的に「いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処」（以下、「いじめの防止等」という。）を総合的・効果的に推進するために作成する。

2 いじめの定義

(定義)

- 第2条 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
 - 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
 - 4 この法律において「保護者」とは、親権を行うもの（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

いじめの定義は、法第2条で上記のように規定されており、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが国の「基本方針」で示されている。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める必要がある。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合は多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織を活用して行う。

- ◆「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾・スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指すこと。
- ◆「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味すること。
- ◆外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、児童生徒が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。
- ◆インターネット上で悪口を書かれた児童生徒が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った児童生徒が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとること。

3 いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解する。

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬふりをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在となる。

また、仲が良く見える集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要している場合があるなど、周囲の者からは見えにくい構造がある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、「SNS」という。）でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

(2) いじめの態様

いじめは、冷やかしかからかい、悪口など、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしかからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童生徒の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、国の「基本方針」に示された次のような例を参考にしながら判断するものとする。

<暴力を伴うもの>

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする【暴行】
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする【暴行・傷害】 など

<暴力を伴わないもの>

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる【脅迫・名誉毀損・侮辱】
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 金品をたかられる【恐喝】
- 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする【窃盗・器物損壊等】
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする【強要・強制わいせつ】
- SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる【脅迫・名誉毀損・侮辱・児童ポルノ提供等】
- ノートや教科書、机などに落書きをされる など

4 いじめの防止等の取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に対応するために、学校長が任命した構成員からなる、いじめ防止対策会議を設置する。

いじめ防止対策会議の構成員は次の通りとする。

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、各学年生徒指導担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー

いじめ防止対策会議は、国の「基本方針」に示された次の役割を担う。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに関する情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係する児童等への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割 など

(2) いじめの防止

いじめの防止のため、教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは絶対に許されない行為である」「いじめは卑怯な行為である」ことへの理解を促し、人権尊重精神の涵養を目的とする教育活動を行うとともに、以下の内容に留意しながら児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、よりよい人間関係を構築する能力を養う。いじめの問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての生徒を対象にいじめの未然防止の取組を行う。

ア 道徳教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、生徒に、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ 生徒会活動等の活性化

学級活動等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、生徒のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

生徒が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、生徒による自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

ウ 生徒の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為であることを踏まえ、生徒に人権に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自他の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、生徒一人一人が大切にされ、安全・安心が確保される環境づくりに努める。

エ 授業づくりの工夫・改善

授業規律を大切にし、生徒がわかる、できる喜びや実感を得られるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努める。

オ 開かれた学校づくり

いじめの防止等について、保護者への周知と定期的な情報交換に努めるとともに、学校評議員・学校関係者評価委員の制度を活用するなど、いじめ防止のために家庭、地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

カ インターネット上のいじめの防止

生徒に SNS 等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家等を招き、インターネットの利用のマナーやモラルについて学習する機会を設ける。

また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくりなどに関する重要性の周知徹底を図る。

(3) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、問題の複雑化・深刻化を防ぎ、早期の解決を容易にすることにつながる。日頃から児童を見守り、信頼関係の構築に努めるとともに、児童が示すささいな変化や兆候を見逃さないようにし、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

ア アンケート調査等の実施

「Q-Uテスト」を6月と10月に実施し、2月に「学校生活アンケート」を実施する。実施に当たっては、回答の時間を十分に確保し、「記名」で行うとともに、回収する際は、学級担任に直接提出するなど、生徒が自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。

学級担任等は、アンケート調査の結果について気になることがあれば、生徒指導主任等に相談するとともに、直ちに管理職員に報告する。また、日常取り組んでいる生活ノートなどからの実態把握にも努める。《※実施回数及び実施時期については、6：年間計画(P6)を参照》

イ 教育相談体制の充実

アンケート結果に被侵害行為などの訴えがあった場合は、個別に事情を聞き、保護者と連携を図りながら対応を行う。また、スクールカウンセラーなどを活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整える。

(4) いじめへの対処

いじめを認知した場合、次のア〜クに留意して、いじめ防止対策会議が中心となって、迅速・適切に対処する。

ア 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

イ 事実確認

いじめを認知した場合や、生徒がいじめを受けていると疑われる場合は、いじめの事実の有無を直ちに確認する。

ウ 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめを止めさせ、その再発を防止するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得ながら、複数の教職員等によって、いじめを受けた生徒やその保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導や保護者への助言を継続的に行い、対応したことを記録として残す。

エ 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた生徒の保護者やいじめをおこなった生徒の保護者に必要に応じて提供する。

オ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害生徒等の意向への配慮の上で、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。なかでも、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、児童相談所や青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

カ インターネット上のいじめへの対処

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該生徒及びその保護者に了解を得て、プロバイダに削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

キ 継続的な指導・支援

いじめ防止対策会議を定期的に行い、生徒の人間関係を継続的に把握する。いじめを受けた生徒については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った生徒については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除けるように支援し、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導するとともに、当該生徒の保護者と連絡を取り合い、家庭での様子や生徒の言動を継続的に把握する。

ク 「いじめの解消」についての判断

平成29年3月14日改定の国の「基本方針」において、いじめが「解消している」状態として、①「いじめに係る行為が止んでいること」、②「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が少なくとも満たされている必要があるとされていることを踏まえ、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。

(5) 家庭・地域との連携

保護者や地域の方々との信頼関係を強め、家庭や地域での生徒の様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、育友会総会や保護者会、三者面談等の機会に必要に応じて情報交換を行い、学校行事への参加や連携して街頭指導を通じて、校外での生徒の様子への把握に努める。

(6) 教職員の資質と能力の向上

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであり、全ての教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に取り組む資質能力を身に付けられるよう、県教育委員会が作成した「いじめ問題対応マニュアル」や「いじめ問題対応ハンドブック」などを活用し、校内研修を行う。
《※実施内容及び実施時期については、6：年間計画（P6）を参照》

(7) 取組内容の点検・評価

いじめの防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、いじめ防止対策会議を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断

法第28条に規定する次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した際は、国立教育政策研究所が示している重大事態対応フロー図をもとに、適切な対処を直ちに行う。

○いじめにより、本校に在籍する児童等の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○いじめにより、本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、重大事態の判断については、国の「基本方針」に示された次の事項等に留意する。

重大事態については、次の事項に留意する。

◆「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

◆「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

(2) 重大事態に関する報告、調査の実施、結果の報告と提供

重大事態が発生したと判断した場合は、国の「基本方針」に示された内容等に留意して、次の対処を行う。

ア 海南市教育委員会(以下、「市教育委員会」という。)に直ちに報告する。

イ 市教育委員会の判断に基づき、学校が主体となって調査を行う場合、いじめ防止対策会議が中心となって、事実内容を明確にするための調査に当たり、その結果を市教育委員会に報告する。

ウ 市教育委員会の判断に基づき、学校の設置者(ここでは市教育委員会)が主体となって調査を行う場合、いじめ防止対策会議は、事実内容を明確にするための調査に積極的な協力を行う。

エ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の生徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。

オ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた生徒とその保護者に提供する。